

- ・新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画(BCP)の改定に伴い、字句等を一部修正します。
- ・厚生労働省の水際対策で、入国後の自宅又は宿泊施設での待機等が求められないとなったことから、該当箇所を削除します。

令和4年12月16日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長
徳島大学長

河村保彦

新型コロナウイルス感染症対策に関する本学の基本方針の更新について(通知)

標記の基本方針を下記のとおり更新します。

引き続きワクチンの早期接種、体調管理、マスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用、手指消毒及び三密回避といった基本的な感染対策を徹底し、皆様の一層のご協力をお願いします。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間 当面の間

1. イベント等(オンライン等の参集を必要としないものを除く。)の開催及び参加について

イベント等の開催及び参加に関しては、密閉空間、密集場所、密接場面では、クラスター（集団）感染発生リスクが高いため、感染防止策を徹底するとともに、全国的な移動を伴うものには特段の注意をはらってください。

① 徳島大学主催のイベント等の開催について

参集して開催する場合は、必要な感染防止策を講じた上で以下の人数制限を設けます。

上限人数 5,000 人又は収容定員の 50%いずれか大きい方、かつ以下の要件を求めます。

【大声なしのイベント】

収容率 100%以内

【大声ありのイベント】

収容率 50%以内

【同一イベントにおいて「大声あり」と「大声なし」のエリアを明確に区別して開催する場合

大声ありのエリアは 50%以内

大声なしのエリアは 100%以内

イベントの開催制限について（徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部）

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020112500029/>

なお、BCPレベル2以上では、オンラインやオンデマンド配信での開催を推奨し、BCPレベル3では、打合せ等を除き、原則として参集しての開催は禁止します。

ただし、やむを得ない事情でこれにより難しいときは、必要理由及び感染拡大防止策等を記載した理由書（様式任意）を、事前に危機対策本部長（学長）宛に提出し、承認を得てください。

（送付先：総務部総務課）

② 本学以外の主催イベント等への参加について

適切な感染対策が講じられていないイベントは、参加を控えてください。

2. 海外渡航について

海外渡航は、外務省海外安全ホームページにおける感染症危険情報のレベルにより以下のとおりとします。

- ① レベル1：必要な感染対策を徹底した上での渡航を可とします。
- ② レベル2、3：出張・研修による海外渡航は原則禁止、私事渡航は自粛を求めます。

【出張・研修による海外渡航】

ただし、以下に該当し、やむを得ない事情で海外へ出張・研修をしなければならない場合は、事前に渡航先、渡航期間、渡航目的、新型コロナワクチン接種を証明する書類、渡航先の受入承認を証明する書類等を危機対策本部長（学長）宛に提出し、承認を得ることとします。（提出先：総務部総務課）

1. 所属する部局長等が承認したものであること。
2. 厚生労働省が承認した新型コロナウィルスワクチンを適正な回数、間隔で接種していること。
3. 渡航先の受入承認がされているもの。

【私事渡航】

事前に届出（様式任意）を危機対策本部長（学長）宛に提出することとします。

（提出先：総務部総務課）

- ③ レベル4：海外渡航を禁止します。

・ 厚生労働省 水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3. 国内の出張・研修及び私的旅行について

出張・研修及び私的旅行ともに、県をまたぐ移動をする場合には、訪問先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への旅行を見合わせる、など、感染リスクに応じた対策をしてください。

ただし、病院に勤務する教職員は、病院が定める対応に従ってください。

4. 授業等について

BCP「学生の教育・研究活動」等に基づき、授業実施・学生生活及び課外活動について等の通知によってください。

5. 留意点

- ① この基本方針は、全学共通の最低限の措置です。学部等でそれぞれの事情に応じた対策を定めている場合は、その通知に従ってください。
- ② 体調不良等がある場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する就業措置フロー」によってください。発熱等のある場合は出勤しないでください。（自宅待機又は就業禁止（どちらも有給）となります。）
- ③ 3つの密（密閉、密集、密接）を回避し、検温等による健康管理に努めてください。
- ④ 不織布マスクの着用を推奨します。
- ⑤ 5人以上（家族以外）の会食及び歌唱を伴う飲食等については、自粛を求めます。ただし、次に掲げる場合の会食の自粛要請は解除します。
 - ・自治体から飲食店への時短要請及び酒類提供の規制が行われていない場合
- ⑥ 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。
- ⑦ 自らの行動記録を把握するとともに、新型コロナウイルスの感染者との接触の可能性について確認するアプリ等を積極的に活用してください。

・とくしまコロナお知らせシステム（徳島県）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5038390/>

⑧ 次に該当する場合は、速やかに下記まで連絡願います。

- ① 感染が判明したとき
- ② 同居家族の感染が判明したとき（濃厚接触者）
- ③ 保健所から濃厚接触者になったとの連絡があったとき
- ④ 濃厚接触の可能性が高いと自身で判断したとき

・教職員の連絡先
各局総務担当係

・学生の連絡先

（常三島キャンパス）

総合科学部・創成科学研究科 学務係 088-656-7108

理工学部・創成科学研究科 学務係 088-656-7315

生物資源産業学部・創成科学研究科 学務係 088-656-8021

（蔵本キャンパス）

医学部医学科・医科栄養学科・医学研究科・医科栄養学研究科 学生係 088-633-7982

医学部保健学科・保健科学研究科 学生係 088-633-7030

歯学部・口腔科学研究科 学務係 088-633-7310

薬学部・薬学研究科 学務係 088-633-7247

6. その他

国内における発生状況は、以下のホームページを参照ください。

厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(参考) 感染拡大防止特設サイト (内閣官房)

変異株に対応するための感染対策／飲食の場面・職場におけるコロナ対策／感染リスクが高まる「5つの場面」
/いつでもマスク、など

<https://corona.go.jp/proposal/>

[この方針に関する問合せ先]

総務部総務課

TEL : 088-656-7005, 7006

(内線 : 新蔵 81-7005, 7006)

E-mail : soumukachou@tokushima-u.ac.jp

soumuhosa@tokushima-u.ac.jp